

令和元年12月2日

保護者の皆様へ

岩国市教育委員会 学校教育課長  
岩国市立平田中学校校長 升本 雅巳

## 季節性インフルエンザに罹患した子どもの登校再開手続きについて（お知らせとお願い）

平素から、教育行政の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

インフルエンザの流行の時期となりました。季節性インフルエンザに罹患した場合には、「**発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで**」を、学校への出席停止期間として基準が定められています。

岩国市ではこれまで、季節性インフルエンザに罹患した子どもが、病休後学校へ登校を開始するに当たりまして、医療機関から「診断・証明書」を交付してもらい、学校への提出を求めておりました。この手続きが保護者の皆様への負担を伴うことから、今後は、皆様が医師に出席停止の期間等を確認され、学校へご連絡をしていただくことにより「診断・証明書」の提出を省略することといたしますので、ご理解の上ご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

- 1 平田小学校・平田中学校では、流行状況の把握と、教育委員会へ提出する「出席停止の報告」作成のため、「**診断・証明書**」に代えて「**季節性インフルエンザ罹患届**」（裏面参照）を使用します。

保護者の方が記入され、生徒の登校再開後、すみやかに学校に提出してください。

「**季節性インフルエンザ罹患届**」は学校にもありますが、本校ホームページからもダウンロードできます。

- 2 季節性インフルエンザ以外の出席停止の対象となる疾患については、従来どおり、「診断・証明書」の提出をもって、出席停止とします。
- 3 医療機関受診の際は、医師との相談の上、出席停止の期間を確認してください。

- 4 参考（季節性インフルエンザにおける出席停止の期間計算法）

×：出席停止による欠席 ○：出席

- (1) 「発症後五日を経過」の出席開始となる日

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
×	×	×	×	×	×	○

- (2) 「解熱後二日を経過」の出席可能となる日

解熱日	1日目	2日目	3日目
×	×	×	○

\* (1) と (2) のうち長い期間が出席停止日数となります。

[補足]：出席停止基準は最低限の条件です。出席を可能とするためには、これらの条件を満たした上で、子どもの全身状態の回復（食欲ならびに活気が普段通りであること）を確認する必要があります。